

宮城県告示第四百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営野尻地区土地改良事業（区画整理事業）計画を定めたので、同条第七項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第七項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和六年六月二十八日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

令和六年六月二十八日から令和六年七月二十九日まで

三 縦覧場所

仙台市役所、仙台市太白区役所及び仙台市秋保総合支所